平成２２年（フ）第１０４号
福岡県直方市大字頓野2104番地７
債務者　吉村千加代
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所直方支部
平成２２年（フ）第１０５号
福岡県宮若市竹原８番地
債務者　吉村　俊秀
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所直方支部
平成２２年（フ）第１１９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻197番地
債務者　水口　昭司
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所田川支部
平成２２年（フ）第２２２号
大分市新栄町13番７号　ヴィラ・クレール新栄106
債務者　三浦　嘉洋
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第４２９号
大分市田室町３番１号
債務者　山下　貴教
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第４３４号
大分市大津町２丁目５番１Ａ１―204号
債務者　望月　明治
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第４５０号
大分市大字光吉2155番地の９　市営１Ａ５―59
債務者　阿南えい子
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第４５７号
大分市大字森町779番地
債務者　皆見　幸子
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第２７１号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉756番地４、破産申立時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1731番地４
債務者　岩本　治人
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２２年（フ）第３０４号
宮崎市前原町11番地２　ビータスⅢ番館203号
債務者　福井　　治
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２２年（フ）第９０号
鹿児島県志布志市志布志町志布志313番地
債務者　今西ヤエ子
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２２年（フ）第１１２号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉8985番地
債務者　上村　光一
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２２年（フ）第１８７号
青森県八戸市大字田面木字エヒサ沢２番地１市営住宅７－４－６
債務者　神　　由和
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第２０１号
宮城県加美郡加美町字大門160番地２
債務者　佐々木　康
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２２年（フ）第２３２号
長野市大字下駒沢36番地
債務者　小野　高明
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第９８号
長野県千曲市大字磯部594番地１パナハイツ滝幸102号
債務者　矢冨明玉こと　李　　明玉
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２２年（フ）第１３０号
長野県上田市中之条1032番地54
債務者　田中　朱美
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２２年（フ）第７３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2001番地20
債務者　林　　俊彦
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所伊那支部